

日時・場所	令和4年8月5日（金）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、辻議会事務局次長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、西村市民部次長、吉田健康福祉部長、武内健康福祉部次長、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

○市民病院整備に新たな方策に係る関連議案が6月議会定例会で否決されたが、同時期に開催していた市民懇談会では参加者から多くの意見をいただき、その後に開催された野洲市民病院整備事業特別委員会では、時間制限なく審議いただいた。

こうした市民懇談会の市民の声、議会の議論を経て再度の議案提案の条件が整ったと判断し、早期の病院整備の実現に向けて臨時会の開催の調整をいただいた。このため、議会に提案する案件について、急遽臨時部長会議を開催したので、ご審議をよろしく願います。

2. 議題

【審議事項】

①野洲市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（位置の改正）

令和4年4月28日付けの住民監査請求に係る監査結果について、監査委員より「病院設置条例について、解釈の違いを生じさせない」ようにする必要性が示されたことから、当該条例に関して、市民病院の位置及び名称を駅前Aブロック（小篠原 2203-1）から市立野洲病院（小篠原 1094）に改める等、所要の改正を行う。

なお、6月議会定例会での否決という結果を踏まえ、認められなかったことについて所管課で十分思慮し検証した。二つの条項の政策的な改正内容が一つの議案として採決されたことが、前回の結果につながったと判断した。従って、二つの改正内容のうち、一つは賛同するがもう一方には賛同できない、といった場合でもそれぞれ民意が反映できるよう、二つの改正内容を一つずつ審議、採決いただけるよう議案を分けた。同一議会で同一内容の改正条例を同時に提案することについては、県にも問題ないことを確認した。

→駅前に病院を配置するとしたこれまでの病院整備計画、立地適正化計画によって、交付金、起債などの市の財政が動いてきた経緯がある。市長は現地建て替えを断念後、Bブロックでの整備、そしてプール跡地に整備と方針転換されている。

現病院の地番に改めるという今回の提案は、どこに病院を整備するか不安定な状況の中で今条例改正をすると、早期病院整備の信ぴょう性がなくなるのではないかと心配する。

前回の議会で、否決された経緯を考えると、病院の収支や、場所を変えることによって生じる市財政への影響も見えない中で、なぜ今このタイミングで条例改正をしなければいけないのか説明が必要である。今回臨時会を開いてまで条例改正をするということについて、これまで述べたことも含めてわかりやすい説明が必要。

→各種計画の位置づけについては、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等関連する上位計画について整合性を検証しながら、一部見直しが必要となる点についてはその必要

性を含めて検討していく。

財政については、前々回の特別委員会で示した財政負担に関する説明という資料の中で、病院事業債の一括償還の調整方針として説明している。適切な時期に繰り上げ償還を行うために県とも事前に協議を進めている。繰り上げ償還の前提としては、A Bブロックの用地の売却、貸付等の活用計画を早期に立案することである。さらに、活用が実施されることによって市の一般財源に一定の財源が確保できることが見込める時期を見据えて病院事業会計の現金残高を原資に病院事業会計から金融機関へ一括償還していく。また、民間活用によって得られた活用益等をもって病院事業会計が負担した償還相当額を一般会計から還元完了していく。こういったことを計画として資料に示したところである。

従って、これらの計画がいつ実現されるのかということについては、今回の条例改正については特に今申し上げた償還等については大きく影響しないと県に確認した。

本来の地方自治法に基づく設置条例の状態に一旦戻す、というのが今回の改正の内容であるので建設工事などの整備位置が確定した段階で新たな整備場所を規定するよう条例を改正していく。

また、6月議会との違いは、病院整備を担保する規定がなくなってしまう、というご意見を踏まえ、施行日を規則で定める日とした。

Aブロックでの実施計画が廃案となって、Bブロックでの構想が未定稿という現状において、新たな整備場所での計画を念頭にその時期に合わせた施行日を規則委任させていただく。

→駅前に病院を整備することは立地適正化計画に掲げており、全てが関連して動いていることや、一定の財源の確保などの見通しや、全体のスケジュールをきちっと示さないといけないのではないかな。

→計画については、5月の特別委員会で示した計画改定のスケジュールで示しており、同時に進めていこうとしている。起債の償還については、すぐに償還を求めることはない、ということを確認させていただく中で、一括償還の調整方針を県に示し、この方針に従ってA Bブロックの貸付等の活用計画を前提に調整を進めていきたいと説明している。

→断片的な資料ではなく、どのタイミングで条例改正をしてどのタイミングで起債の償還が発生するのか、建築費や病院の収支はいつ明らかになるのか、などを明らかにして議会に判断を仰いだ方が良いのではないかな。

→7月29日の特別委員会で説明したスケジュール変更については、12月に組織として機関決定するまでのシナリオを修正した内容で審議をいただいた。今後、事業全体、計画変更や起債の償還など、いつ、どの時点で設計を終えて、どの時点で起債を返さないといけないのかなど一体としたスケジュールについては、もう少し検討、整理し工夫する。

→同一会期で一つの条例を分けて提案することについて、県に確認して問題はないということであるが、一方が可決され一方が否決された場合、支障はないのかな。

→病院事業管理者の設置は可決され、位置の改正が否決された場合、法解釈上の不都合はないが、監査委員からの指摘を解消させるという点では、解消できていない状況になるので、引続き改正時期を再検討していくことになる。

位置の改正が可決され、病院事業管理者の設置が否決された場合、管理者が設置できないということになる。これについては、前回の特別委員会で、滋賀医科大学からの推薦、関係性の確保ということも念頭に置きながら説明した。予定者の方や大学への説明、管理者設置以外の対

応の可能性、こうしたことを含めた説明、検討が必要となる。

当然のこととして、いずれの条例についても重要な要素であることから、可決成立を前提に提案するものである。

- 位置の改正について、監査委員から臨時会を開いてでもすぐに改正するよう指示があったのか。
 - そういった指示はないが、住民監査請求が2件相次いで実施されたという事態を踏まえて、これ以上そうした誤解が生じないように対応すべきと指摘があったので、今後の対応を含めて速やかな対応が必要であると執行部で判断した。
- 議会での事業化予算が可決され、整備場所が決まった時に、条例改正し、同時に立地適正化計画や色々な計画も合わせて、スケジュールも修正し計画も見直していく、という市としての全体の手続きや構想を整合させていく必要がある。
 - 市の執行部としての意思決定については、体育館横のプール跡地に整備していくということを説明し、決定済みである。議会議決を経て事業ベースに至るまでについては、評価委員会を含めて、議会の議決を経て初めて機関決定をするというタイミング、これは12月を予定している。
 - これに向けて一步でも前に進められる状況を作っておくことと、条例の改正については監査委員の指摘を踏まえて早急に対応しなければならない状況である。一方で、位置については規則委任する中で、基本計画等の成案化を見据えながら規則において決定していくものとした。いずれも整合を図った上でのスケジュールとして提案している。
- 12月に議会の議決を経て機関決定するというのであれば、そのタイミングで合わせて全部改正すれば良いのではないのか。
 - 住民監査請求が2件あり、これ以上市民を混乱させないように、速やかに解消すべきということから、まずは条例改正をして意思を示していくこととした。施行時期については規則委任とさせていただいた。
- 今回の位置の改正は、現病院に位置を戻す改正だと理解している。それなら今すぐ改正しても良いのではないのか。なぜ、規則委任してまで施行日をずらすのか。現病院に位置を戻すのに、なぜ基本計画、基本構想の成案化を待たないといけないのか。
- 現病院の位置に戻す改正であるのに、施行日が不明確ということに矛盾はしないのか。すぐに施行すべきと思う。
 - 再提案にあたり、どれだけ前回の議論を踏まえているのかということに対応していくべきだという視点に立って、反対討論や反対された意見を踏まえて、病院整備を担保する規定がない中で、基本計画等が成案化になった時点で規則委任するもの。
- 施行日が不明確であるため、条例上Aブロックも残った状態となり、混乱しないのか。
- 監査委員の指摘を解消するため、位置を現病院に戻し、新たな整備場所が決まり、開院できる状態になったら、そこに位置を改正するという2段階で改正すると理解しているがそれで良いのか。
 - そうである。地方自治法の設置条例の規程は、施設が建つ建設予算が認められた時期というのが通例で改正時期と言われている。そのタイミングについては基本計画、基本構想の成案化の時点ではない。さらにその先に改正という認識なので、それを含みおきながら今回の改正である。
- 設置条例はまさに、建った時に改正されるもの。現病院はすでに建っており、なぜ現病院に戻すのに改正時期を延ばす必要があるのか。

- 改正理由を整理して月曜日の部長会議で回答させていただく。
- 起債償還の説明の中で、一時的に病院事業会計から償還する計画だが、このお金はコロナの対応で身を危険にさらして働いてくれている医療従事者らのおかげで貯められたものであり、本来職員に還元されたり老朽化の著しい施設等に投資すべきものである。こうしたことから、できる限り一般財源からの返済をお願いしたい。
- 提案する内容は一つ一つ私が判断してきたので、みなさんの意見を参考にした上で、進めさせていただくのでよろしく願います。(市長)

②野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（事業管理者の設置）
病院事業管理者を設置するため、所要の改正を行う。

③野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例について

野洲市病院事業において、より専門的観点から経営及び事業管理を図るため、病院事業管理者を設置することに伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、新規に条例を制定し、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定める。

3. 次回部長会議の予定

8月8日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会